「軽微な変更」に該当する項目

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則

- 第一条の九 法第五条の七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 - 一 長期修繕計画の変更であって、次に掲げるもの
 - イ マンションの修繕の内容又は実施時期の変更であって、計画期間又は修繕資金計画(長期修繕 計画 に定められたマンションの修繕の実施に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した 資金計画をいう。口において同じ。)の変更を伴わないもの
 - ロ 修繕資金計画の変更であって、マンションの修繕の実施に支障を及ぼすおそれのないもの
 - 二 二以上の管理者等を置く管理組合にあっては、その一部の管理者等の変更(法第五条の四の認定 (法第五条の七第一項の変更の認定を含む。)又は法第五条の六第一項の認定の更新があった際 に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。)
 - 三 監事の変更
 - 四 規約の変更であって、監事の職務及び第一条の五第四号に掲げる事項の変更を伴わないもの